平成２８年（フ）第３５９号
京都市北区紫野上野町40番地
債務者　市木　一則
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
京都市北区紫野上野町40番地
債務者　市木十三子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
兵庫県西宮市里中町２丁目９番14―203号
債務者　北野　昌明
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市長洲東通１丁目９番６号
債務者　蛭牟田章一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市食満７丁目18番１―201号
債務者　白井　　亮
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６５号
兵庫県西宮市戸崎町２番13―105号、前住所兵庫県西宮市小曽根町１丁目１番31―104号
債務者　眞柄　　十
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1118号
債務者　西山英一こと　李　　永坤
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
徳島県徳島市住吉４丁目３番23号　福岡マンション201号室、旧住所徳島県徳島市かちどき橋２丁目21番地の１　光洋ビル
債務者　尾﨑　　**隆**
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
愛媛県松山市富久町307番地３　パークサイド富久203号
債務者　山口　篤史
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
愛媛県松山市北斎院町750番地１　メゾンジュネス307号
債務者　吉田　望美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６８号
愛媛県松山市西石井６丁目７番29号　メゾン優402号
債務者　近藤　英二
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
愛媛県松山市和泉北３丁目18番14号
債務者　宮﨑智寿賀
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県今治市立花町３丁目５番43号、前住所愛媛県今治市上徳甲236番地
債務者　渡邊　亜子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第５９号
福岡県久留米市津福本町2178番地１　原コーポＥ―101号
債務者　中村　賢一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６８号
佐賀市末広１丁目12番39号
債務者　金丸　真子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
佐賀県多久市北多久町大字小侍977番地１　コスモハイツふじⅣ　103号
債務者　夫津木祐樹
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
佐賀県鳥栖市大正町789番地６
債務者　雨森　信論
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係